

一般廃棄物処理業許可証

住所 中川郡本別町上本別10番地3

有限会社 北海陸運

氏名 代表取締役 小川哲也様

平成25年12月20日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理 ・最終処分の別	収集・運搬			
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・枝条・草木・流木・ボサ・事業系一般廃棄物(生ごみ)			
営業所の所在地及び名称	中川郡本別町上本別10番地 有限会社 北海陸運				
許可期間	平成26年1月26日から 平成28年1月25日まで				
一般廃棄物の収集を行うことができる区域	抜根・枝条・草木・ボサ		事業系一般廃棄物(生ごみ)		
	音更町内の各種工事現場等		音更町内の事業所のうち、別に定める排出者		
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	1	抜根・枝条・草木・流木・ボサ 中川郡本別町美里別659番地4 小川建設工業株式会社 一般廃棄物中間処理施設		
		2	事業系一般廃棄物のうち生ごみ 中川郡本別町美里別635番地1.1 小川建設工業株式会社 食品残渣物飼料製造施設		
		3	上記以外の事業系一般廃棄物 帶広市西24条北4丁目1-5 十勝環境複合事務組合 くりりんセンター		
		1	音更町十勝川温泉南12丁目1番地 株式会社 第一ホテル		
	音更町が定める排出者				
	その他		抜根・枝条・草木・流木・ボサ以外の事業系一般廃棄物の収集運搬事業を行う場合は契約先の事業所を届出すること。		

平成26年1月23日

音更町長 寺山憲二



この許可に係る業務を行う際は次の点に注意してください。

・一般廃棄物収集運搬業

- ① 業務に用いる車両には、業者名・許可番号を表示すること。
- ② 業務にあたっては、他市町村の廃棄物を混載しないこと。また、業務に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ③ 収集については、分別収集とすること。また、車両及び容器は、廃棄物が飛散・流出及び悪臭がもれるおそれのないものであること。
- ④ 処理実績については、年度ごとに報告すること。
- ⑤ この許可に係る業務を行うときは、この許可証又はその写しを関係者に提示すること。
- ⑥ 業を廃止したときは、直ちに許可証を添えて町長に届け出ること。
- ⑦ 許可申請書の記載事項及び添付書類の内容に変更が生じたときは、町長に届け出ること。
- ⑧ 許可証は、他人に譲渡し貸与してはならない。
- ⑨ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法規を遵守すること。
- ⑩ この許可の条件及び各種関係法規に違反した場合は、許可の全部及び一部についての許可の取消若しくは一定期間の許可の停止を行うことがある。